

「指定通所介護（第1号通所事業）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第 0870202546 号)

当事業所は利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 苦情の受付について.....	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖愛会
- (2) 法人所在地 茨城県水戸市元吉田町 894 番 16
- (3) 電話番号 029-353-6100
- (4) 代表者氏名 理事長 佐藤 典子
- (5) 設立年月 平成 19 年 7 月 18 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成 29 年 12 月 1 日
第1号通所事業 平成 29 年 12 月 1 日
茨城県指定 0870202546 号
※当事業所は特別養護老人ホーム 石名坂聖孝園に併設されています。

(2) 事業所の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター石名坂聖孝園
- (4) 事業所の所在地 茨城県日立市石名坂町 2 丁目 16 番 1 号

(5) 電話番号 0294-32-7211

(6) 管理者 氏名 片根 智史

(7) 当事業所の運営方針

- ① 利用者個別の通所介護計画を作成し、計画的に機能訓練及び援助を行います。
- ② 常に介護の質の評価を行い、改善を図ります。
- ③ サービス内容及び提供方法について利用者、家族に十分説明します。
- ④ 介護技術の向上
- ⑤ 相談援助等の生活指導、機能訓練を適切に提供します。

(8) 開設年月 平成 29 年 12 月 1 日

(9) 利用定員 35 人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 日立市、常陸太田市、東海村

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土、祝日（12月31日～1月3日は特別休暇）
サービス提供時間	月～土、祝日 8時30分～16時30分のうち7時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 管理者	1名
2. 事務員	0名
3. 介護職員	3名
4. 生活相談員	1名
5. 看護職員(兼務)	1名
6. 機能訓練指導員(兼務)	1名
7. 栄養士(兼務)	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8:00～17:00 ☆原則として職員1名あたり利用者10名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間 8:00～17:00のうち2時間 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	勤務時間 8:00～17:00のうち2時間

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割又は7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）昼食 12：00～13：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・利用者の排せつの介助を行います。

④個別機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の送迎実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

<サービス利用料金(1回あたり)>（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

介護度区分	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基準額	18,789 円/月	37,839 円/月	6,876 円/日	8,119 円/日	9,405 円/日	10,690 円/日	11,996 円/日
入浴加算(I)			418 円/回				
運動機器機能向上加算	2,351 円/月						
個別機能訓練加算(I)イ			585 円/回				
栄養改善加算	2,090 円/月		2,090 円 /月 2 回まで				
口腔機能向上加算	1,567 円/月		1,567 円 /月 2 回まで				

生活機能訓練加算（Ⅰ）		
栄養スクリーニング加算		
事業所評価加算		
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	9.0%	
利用料金合計	上記の組み合わせにより異なります。	
利用者負担額	利用料金合計の1割または2割、3割負担となります。	

※ 地区別単価 5 級地になるため 1 単位当たり 10.45 を乗じます。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供（食費）

利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：昼食 1 食あたり 500 円 おやつ 1 食あたり 100 円

②レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費相当額

理髪サービス：1 回あたり 1,500 円 顔剃り：1 回あたり 600 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み 常陽銀行 多賀支店 普通預金 1965241
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：常陽銀行、つくば銀行、茨城県信用組合、水戸信用金庫 農協

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

○利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者
に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 70% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 川又 惇平

[職名] 生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを展示コーナーに設置しています。

(2) 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

(3) 行政機関その他苦情受付機関

日立市保健福祉部 介護保険課	所在地 電話番号	日立市助川町1-1-1 0294-(22)-3111
常陸太田市保健福祉部 福祉事務所高齢福祉課	所在地 電話番号	常陸太田市金井町3690 0294(72)3111
東海村福祉部介護福祉課	所在地 電話番号	那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029(282)1711
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	水戸市笠原町978-301 029(301)1550
茨城県社会福祉協議会	所在地 電話番号	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館 029(241)1133

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター

説明者職名

説明者氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て
- (2) 建物の延べ床面積 4,532.44 m²
- (3) 事業所の周辺環境

日立市石名坂地区は江戸時代の常陸国久慈郡に所在する村である。現在は日立市石名坂町となつてその名が残り、東には太平洋の景観も良く、閑静な住宅街です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

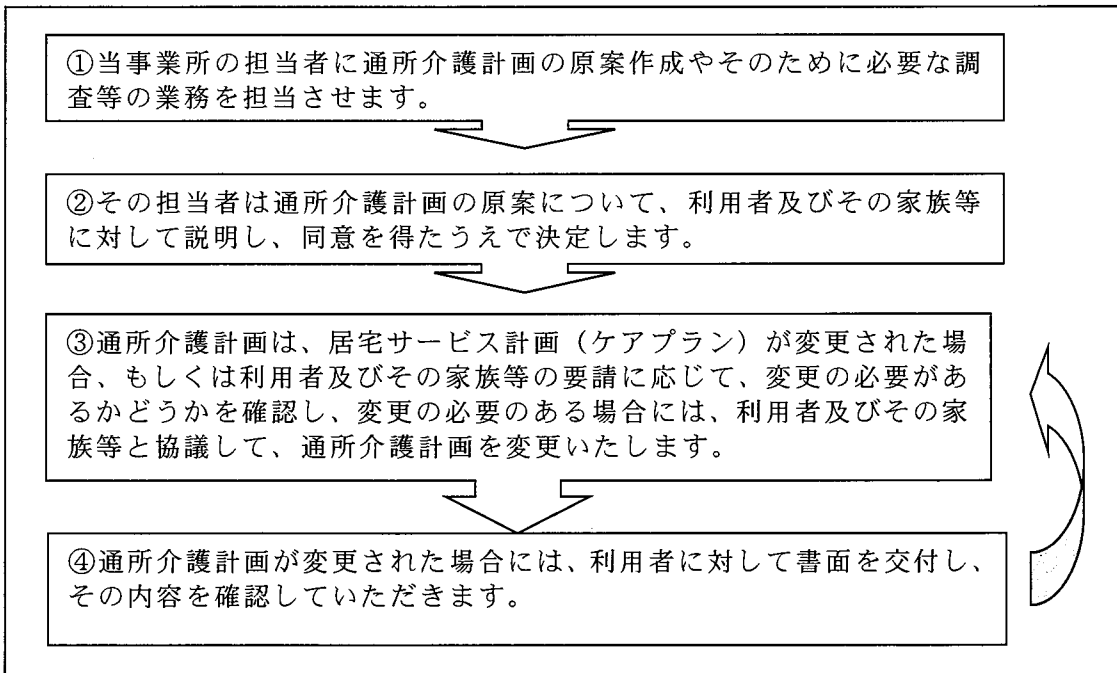
1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

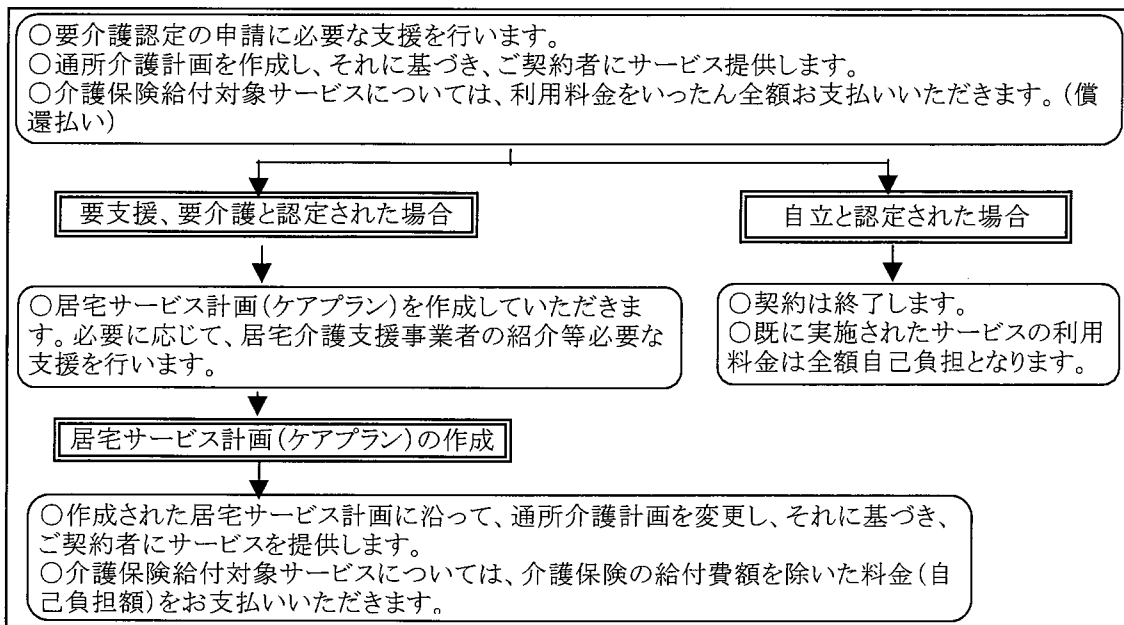
- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 1) 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2) 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- 3) 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- 4) 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- 5) 虐待防止について、事業者は利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
※虐待防止に関する責任者：管理者 片根 智史
 - ② 成年後見制度の利用を支援します。
 - ③ 苦情解決体制を整備します。
 - ④ 従業者に対する虐待防止啓発・普及するための研修を実施しています。
 - ⑤ サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。
- 6) 身体拘束について、事業者は原則として身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

《緊急性》直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

《非代替性》身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が

及ぶことを防止することができない場合に限りです。

《一時性》利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

7) 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) また、サービス終了後及び従業員の退職後も秘密保持を継続する手段を講じます。

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 13 条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護（第一号通所事業）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 損害賠償について (契約書第 15 条、第 16 条参照)

当事業所において、事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

8. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第 18 条参照)

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。